磯子区スクールゾーン推進組織助成金交付要綱

制定　平成18年4月19日磯地振第170号（区長決裁）

　　　　　　　最近改正　令和４年９月９日磯地振第608号（区長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、磯子区内のスクールゾーン推進組織に助成金を交付し、交通事故防止を推進する地域の自主的な活動の育成を図ることを目的とする。

２　磯子区スクールゾーン推進組織助成金の交付については、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

　第２条　この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

　２　区長委任規則（平成６年７月横浜市規則第63号）第８条第４号に基づき、この要綱において、補助金規則の「市長」を「区長」に読み替える。

（助成事業者等の範囲）

第３条　この要綱における助成事業者等は、スクールゾーン内の交通事故防止を目的として結成された組織で、地域内のＰＴＡ、町内会、青少年団体等の代表者をもって構成され、自主的な活動を行っている団体とする。

（対象経費）

　第４条　この要綱において、助成の対象となる経費は、スクールゾーン推進活動に要する経費のうち、別表１に掲げるものとする。

　２　前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とする。

　３　第１項に掲げる助成対象経費の2分の1の範囲内とし、20,000円を上限とする。

　４　助成金額の算出にあたり、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（交付申請）

第５条　補助金規則第5条第1項に規定する区長が定める期日は、事業実施１ヶ月前までとする。

２　補助金規則第5条第1項に規定する申請は、助成金交付申請書（第１号様式）を用いるものとし、あわせて団体の会員名簿を提出するものとする。

３　前項の助成金交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 活動計画書　（第２号様式）

(2) 収支予算書　（第３号様式）

(3) 規約、定款その他これらに類する書類

（助成金交付の決定）

第６条　区長は、前条第２項に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の可否について決定するものとする。

２　前項に基づき、助成金の交付を決定した場合には助成金交付決定通知書（第４号様式）により、不交付と決定した場合には、助成金不交付決定通知書（第５号様式）により、通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　区長は、助成金の交付を決定する場合においては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1)　交付申請の内容から変更しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けるべきこと。（ただし、軽微な変更を除く。）

(2)　助成事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ区長の承認を受けるべきこと。

(3)　助成事業等が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示を受けるべきこと。

２　補助金規則第７条第４項の規定により市長が助成金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　この助成金は、助成対象事業実施のために使用し、他の事業には流用しないこと。

(2)　この助成金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあること。

（申請の取り下げ）

第８条　補助金規則第9条第1項に規定する区長が定める期日は、申請者が助成金交付決定通知書の交付を受けてから７日後の日とする。

（事業の変更等）

第９条　助成金の交付決定を受けた者は、助成対象事業の内容等を変更、中止又は廃止しようとするときは、事業（変更・中止・廃止）承認申請書（第６号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の申請に基づいてその内容を審査し、変更、中止又は廃止を承認することを決定したときは、事業（変更・中止・廃止）承認書（第７号様式）により、不承認と決定したときは事業（変更・中止・廃止）不承認書（第８号様式）により、その旨を通知するものとする。

（報告）

　第10条　補助金規則第14条第1項の規定により、助成事業者は事業終了後30日以内に次に掲げる書類により区長に報告しなければならない。

1. 活動結果報告書（第９号様式）
2. 収支決算報告書（第10号様式）

２　補助金規則第14条第1項第2号の規定による領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写しを提出する場合は、領収書等提出用紙（第11号様式）に貼付するものとする。ただし、同規則第14条第5項各号に該当する場合は、その提出を省略することができる。

（助成金額の確定通知）

　第11条　補助金規則第15条に規定する通知は、助成金交付額確定通知書（第12号様式）により行うものとする。

（助成金交付の時期の例外）

第12条　補助金規則第17条に規定する区長が助成金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときとは、申請者の資金状況を勘案し、助成事業の完了前に助成金を交付しなければ、助成事業を実施できないときとする。

（助成金交付の請求）

第13条　補助金規則第18条第1項に規定する交付請求は、助成金交付請求書（第13号様式）を用いるものとする。

（助成金交付決定の取消し）

　第14条　補助金規則第19条第１項第１号から第３号及び第５号に該当するときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

２　補助金規則第19条第3項の規定による助成金交付決定の取消し通知は、助成金交付決定取消通知書（第14号様式）により行うものとする。

（助成金の返還）

　第15条　区長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　区長は、助成事業者等に交付すべき助成金等の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の助成金等の返還を求めるものとする。

（関係書類の保存期間）

第16条　補助金規則第26条に規定する区長が定める期間は５年とする。

（書類の閲覧）

第17条　助成金交付団体及び区長は、横浜市市民協働条例第７条第4項の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

1. 第5条第2項に規定する助成金交付申請書
2. 第5条第3項第1号に規定する活動計画書
3. 第5条第3項第2号に規定する収支予算書
4. 第5条第3項第3号に規定する規約、定款その他これらに類する書類
5. 第6条第２項に規定する助成金交付決定通知書
6. 第10条第1項第1号に規定する活動結果報告書
7. 第10条第1項第2号に規定する収支決算報告書

２　前項の規定による閲覧は、横浜市市民協働条例施行規則（平成25年2月横浜市規則第15号）第4条の規定に基づき、別表２に定めるところにより行うものとする。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、磯子区長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成18年４月19日から施行する。

附　則（平成21年4月27日磯地振第164号（区長決裁））

１　この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

附　則（平成24年4月4日磯地振第39号（区長決裁））

１　この要綱は、平成24年4月11日から施行する。

附　則（令和２年３月19日磯地振第1515号（区長決裁））

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月30日磯地振第1504号（区長決裁））

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年９月９日から施行する。

（経過措置）

この要綱による改正後の規定は、令和５年度予算に係る助成金に適用し、令和４年度までの予算に係る助成金については、なお、従前の例による。

別表１（第４条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 主なもの |
| 報償費 | 事業の実施に伴う報償、謝礼 |
| 消耗品費 | 物品、文具、その他消耗品 |
| 交通費 | 事業の実施に必要な交通費 |
| 食糧費 | 会議の際に必要な飲料代 |
| 印刷製本費 | 資料の印刷代 |
| 通信運搬費 | 郵券購入費、郵便料金、配送・運送費 |
| 委託費 | 協議会が自ら行うことが困難な業務に対する委託経費 |
| 使用料・賃借料 | 会場の借り上げ |
| 研修費 | 事業を効果的に実施するために必要な研修等の受講料 |
| その他 | 区長が必要と認める経費 |

別表２（第15条第２項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 助成金交付団体 | 区　長 |
| 閲覧場所 | 助成金交付団体の主たる事務所又は  助成金交付団体が指定する場所 | 磯子区地域振興課 |
| 閲覧時間 | 助成金交付団体が指定する時間 | 月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。 |
| 閲覧期間 | 第17条第1項第1号から5号に掲げる書類にあっては助成金の交付を受けた日から、第6号及び第7号に掲げる書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ２年間とする。 | |

第１号様式（第５条第２項）

**助成金交付申請書**

年　　月　　日

　横浜市磯子区長

所在地

団体名

代表者名

　　　　平成　年度スクールゾーン活動の推進にあたり、スクールゾーン推進組織助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び磯子区スクールゾーン推進組織助成金交付要綱を遵守します。

　　　１　補助金額

　　￥

２　添付書類

1. 活動計画書　（２号様式）
2. 収支予算書　（３号様式）

　　　 （３）規約、定款その他これらに類する書類

※ この書類は、横浜市市民協働条例第７条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなけれ

ばなりません。

第２号様式（第５条第３項）

**平成　　　年度　活動計画書**

団体名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 実施月日 | 事業内容 |
|  |  |  |

※ この書類は、横浜市市民協働条例第７条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなけれ

ばなりません。

第３号様式（第５条第３項）

**平成　　　年度　収支予算書**

１　収　入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 備考 |
|  |  |  |
| 計 | 円 |  |

２　支　出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 備考 |
|  |  |  |
| 計 | 円 |  |

※ この書類は、横浜市市民協働条例第７条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなけれ

ばなりません。

第４号様式（第６条第２項）

第　　　号

　年　月　日

団体名

代表者氏名　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市磯子区長

磯子区スクールゾーン推進組織助成金交付決定通知書

平成　年　月　日に申請のありました平成　年度スクールゾーン推進組織助成金については、次のとおり助成金を交付することに決定しましたので通知します。

１　交付額

　　　　　　　　　　　円

２　交付を決定した理由

審査の結果、本制度の趣旨に合致しているため

　３　交付時期

　　　交付請求書（第13号様式）を受理した日から起算して30日以内

４　交付条件

（1）この助成金は、スクールゾーン推進組織の活動に関する経費だけに使用し、他の活動には流用しないでください。

（2）事業終了後30日以内に、活動結果報告書（第９号様式）、収支決算報告書（第10号様式）及び領収書等提出用紙（第11号様式）を提出してください。

（3）余剰金が生じたときは、直ちに返還してください。

（4）この交付条件、横浜市補助金等の交付に関する規則及び磯子区スクールゾーン推進組織助成金交付要綱、その他法令に違反したときは、この助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

（5）助成金申請書の内容などに変更があった場合には直ちに報告し、承認を受けてください。

（6）この助成金について必要な場合には、報告を求め、又は調査することができます。

（7）この書類は、横浜市市民協働条例第７条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

　 FAX

第５号様式（第６条第２項）

第　　　号

　年　月　日

団体名

代表者氏名　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市磯子区長

磯子区スクールゾーン推進組織助成金不交付決定通知書

　年　月　日に申請のありました　　　年度スクールゾーン推進組織助成金については、交付しないことに決定しましたので通知します。

第６号様式（第９条第１項）

事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

磯子区長

所在地

団体名

代表者名

年　　月　　日　　　第　　号で交付決定を受けました磯子区スクールゾーン推進組織助成金の助成対象事業について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、申請します。

【変更】

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 |  |
| 理由 |  |

【中止・廃止】

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 |  |

第７号様式（第９条第２項）

　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

磯子区長

事業（変更・中止・廃止）承認書

年　　月　　日に申請のありました磯子区スクールゾーン推進組織助成金の助成対象事業の（変更・中止・廃止）について、次のとおり承認します。

（変更内容）

第８号様式（第９条第２項）

　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

磯子区長

事業（変更・中止・廃止）不承認書

年　　月　　日に申請のありました磯子区スクールゾーン推進組織助成金の助成対象事業の（変更・中止・廃止）について、次のとおり不承認とします。

（不承認理由）

第９号様式（第10条第１項）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

**年度活動結果報告書**

団体名

代表者名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 実施月日 | 事業内容 |
|  |  |  |

※ この書類は、横浜市市民協働条例第７条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなけれ

ばなりません。

第10号様式（第10条第１項）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

横浜市磯子区長

住所

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

**年度　収支決算報告書**

１　収支報告

1. 助成金受領額　　　　　　　　　　円（受領年月日：　　年　　月　　日　）
2. 助成金執行額　　　　　　　　　　円
3. 差引残額　　　　　　　　　　　　円

２　内訳

＜収　　入＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 決算額 | 備考 |
|  |  |  |  |
| 計 | 円 | 円 |  |

＜支　出＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 決算額 | 備考 |
|  |  |  |  |
| 計 | 円 | 円 |  |

※ この書類は、横浜市市民協働条例第７条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなけれ

ばなりません。

第11号様式（第10条第２項）

**領収書等提出用紙**

|  |
| --- |
| 領収書等貼付欄 |

第12号様式（第11条）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

横浜市磯子区長

助成金交付額確定通知書

　　　　年　　月　　日に活動結果報告書の提出がありましたスクールゾーン推進組織助成金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

１　助成金交付確定額

　　　　　　　　　　　　円

第13号様式（第13条）

年　　月 　 日

　　年度　磯子区スクールゾーン推進組織助成金請求書

横浜市磯子区長

（請求者）　所在地

　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印　※

磯子区スクールゾーン推進組織に対する助成金を請求します。

**￥**

（振込先） 金融機関名・支店名

　　　　　　　　　　預金種目　　（1）普通　　（2）当座

口座番号

　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

口座名義

※口座名義人が請求者以外の場合は委任状をご記入ください。

|  |
| --- |
| 【委任状】  上記の口座名義人を受任者として磯子区スクールゾーン推進組織助成金の受領に関する権限を委任します。  《委任者》  ・住　　所  ・団体名  ・代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

※　請求委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。第14号様式（第14条第２項）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

横浜市磯子区長

助成金交付決定取消通知書

　　　年　　月　　日磯地振第　　　　号によるスクールゾーン推進組織助成金の交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消しましたので通知します。

１　取消の内容

２　取消の理由